

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

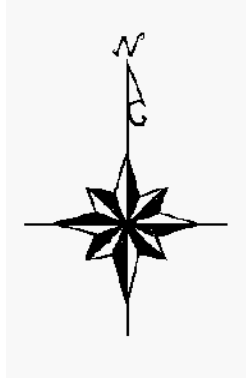
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起 終	
梅348号線	青梅市畑中3丁目752番1 青梅市畑中3丁目747番2	別記図面表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市畑中3丁目地内
→ 一部廃止する部分
● 一部廃止後の路線
延長（廃止部分）27.32メートル

